

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

報告書(別表第3)

2025年3月4日

アートチャイルドケア株式会社
代表取締役社長 村田省三様

〒001-0045

住所 札幌市北区麻生町3丁目5-5
芝生のアパートSK103号

電話番号 011-788-2563

特定非営利活動法人
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第20-002号

代表者氏名 代表 小山孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山幸雄	総合	第0119号
	(2)	井上秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア札幌山鼻			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2024年5月31日	~	2025年3月4日	
利用者調査実施時期	2024年6月4日	~	2024年8月15日	
訪問調査日	2024年11月15日			
評価合議日	2025年2月14日			
評価結果報告日	2025年3月4日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

評価結果公表事項（別表第2）

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

山鼻

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒140-0002 東京都品川区東品川 1-3-10 アートコーポレーション東京オフィス 3F

TEL 03-5461-0123

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、 地域との交流を広げる取り組み

法人の企業理念に「子育て支援を通して社会に貢献する」を明記し、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、地域交流の場、子育て支援の一環として「アートみんなの食堂」を札幌市内2園で開催し、保育園が地域の方々のコミュニティの場として、地域交流に努めている。休日にはアートチャイルドケア山鼻から職員が参加協力している。

2、 法人主体の子どもを尊重した保育の職員共通理解と保護者理解

アートチャイルドケア株式会社管理により全国共通の基本となる「業務マニュアル」として、企業理念、保育理念と保育目標を目指す標準的な実施方法の文書化を行い、全国に展開する保育園における全ての職員が遵守することで安心安全を前提とした高品質な保育実施に取組んでいる。法人の教育研修ユニット作成の研修予定にある指定及び選択式のテーマに沿って園内研修計画を策定し「子どもの人権を考える」等の研修を実施して子どもを尊重した保育について共通理解に取組んでいる。そして法人様式の園の「全体的な計画」の中に「子どもの全人格尊重」を明示し、各種会議等を通じて職員の共通理解を図ることに努めている。また「重要事項説明書」内に「一人ひとりの発達と人格を尊重した自分で考える教育」と明示して保護者理解にも取組んでいる。

3、 各年齢に合わせた食育の実践

食育計画は、各年齢を通して一貫性のある計画を立て、指導計画に連動性を持たせて食育活動ができるようにしている。豆腐、夏野菜、果物に触れる段階を経て果物の皮むきを行っている。乾物等を使い触れる、混ぜるなどのクッキングや苦手な野菜に触れ、夏野菜の栄養について子どもに伝えている。野菜等の栽培、収穫を通して食べ物への興味や食の大切さにつなげている。野菜等に触れる、皮むきをする、混ぜる、こねる、クッキングをする、栽培、収穫するなど各年齢の発達過程にそった食育活動を展開している。食についての関心を深めることから食べたい物や食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。

◇改善を求められる点

1、中・長期計画の策定について

法人において3カ年経営方針を作成しているが、期間の明記がなく、理念や基本方針の実現に向けた年度毎の具体的な取り組み（職員体制、人材育成、数値目標、具体的な成果等）を設定することが求められる。

2. 実習生及びボランティアの受け入れについて

法人において実習生マニュアルを作成し保育所に明示しているがボランティアマニュアルについては未作成となっている。

保育所においては、実習生及びボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化するとともにボランティア受け入れに関するマニュアルを作成することが求められる。

3、保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した標準化へ

保育所等の変更による退所時の保育継続性に配慮として、保護者承諾のもとに地域の療育機関等との施設連携に取組み、保護者へ丁寧な口頭説明や電話対応等に取組んでいる。その地域での取組みを活かし、入園中の業務標準化の「業務マニュアル」見直し検討と同様に、保育の継続性配慮対応も考慮して、担当者・窓口の設置、退園時及びアフターケアに関する組織的な引継ぎや申送りの手順や対応記録の在り方、そして説明時には説明文書の内容及び手渡し等の標準化検討の取組みが期待される。

4. チーム力を活かした保育実践の振り返り

指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士の援助等は、乳児は複数担任のため保育士間で話し合いが行われているが、幼児は一人担任のため、職員間での話し合いはなく、担任、一人で評価、反省をしている。幼児打ち合わせ、乳児打ち合わせ、職員会議等で共有している。当園は、各クラスで子どもの成長を支えるのではなく、園全体で連携できるチーム体制づくりをしている。また、昼礼の場を活用して職員全員で学び合える基盤づくりを行っている。保育実践の振り返りが互いの学び合いや意識の向上につながるために、職員間での検討を考えている。今後、チーム力を活かした保育実践の振り返りを期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の評価結果について確認しました。毎年の自治体立入調査や社内の内部監査だけでは気が付くことの出来ない項目に対して、助言や評価をいただけて大変参考になりました。施設毎の中長期計画の策定に関しては、現在本部でも課題として検討している段階ですので今回の結果について報告いたします。また、ボランティアマニュアルや個人情報規程についても関係部署と連携して改めて見直しを図っていきたいと考えています。業務マニュアルの見直しや保育実践の振り返りについては、具体的な内容を改めて伺いたく存じます。担当部署への連携時に説明できるようにしたいと考えています。評価をいただいた点については、社内でより自信と誇りをもって取り組んでいけるようにしたいと思います。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

アートチャイルドケア山鼻

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人の企業理念「子育て支援を通して社会に貢献する」を踏まえ「自分らしく」生きていくことのできる子どもを等を保育理念とし、理念に基づいた保育目標などを内部文書、入園のしおり、事業計画、パンフレットに明示し、職員には職員会議、法人主催の研修などで周知し、家族には入園のしおりを基に説明すると共に、園内に掲示、ホームページに記載し、行事の園長挨拶の際や園便り等でも周知している。保健センター、子育て支援団体等にパンフレットを置くなどして、園の理念・活動等を地域住民などへ広く周知することが望まれる。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席して把握に努めている。園長会議には、役員が出席し経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、保健センターとの情報交換、区幼保小連携推進協議会、区子育て支援推進ネットワーク交流会などから把握し、地域における利用者像の変化、保育のニーズ等については、保健センターの情報、見学者の状況等に基づき、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットと協働で把握に努めているが課題の把握・分析が十分とは言えない。
3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の全国園長会議、北海道園長会議、区幼保小連携推進協議会などに出席して課題を把握し、職員会議で周知している。園長会議には法人の役員が出席して経営状況などについて説明・指示があり、各園の運営状況等は数値化された議事録として配布される。改善すべき課題について、園長は職員面談等で意見を聞いて、職員全員で改善策の検討を行っている。更なる取り組みを期待する。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。法人において3ヵ年経営方針を作成しているが期間の明記がなく、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組み、数値目標、具体的な成果等を設定することが求められる。
5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	中・長期の事業計画・収支計画が策定されていない。要件を具備した中・長期計画等の作成が求められる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・見直しを行って、法人の運営管理をサポートする北海道認可ユニットへ要望し法人本部で策定される。事業計画については職員に資料を配布して会議等で周知している。事業計画は事業内容を具体的に示し成果等を設定することが求められる。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画には保育理念と目標、年齢別年間指導目標、職員研修計画、行事計画などを明記し、クラス懇談会（資料配布）で説明している。保育活動や園での取り組みはその都度掲示などで周知し、懇談会やお便りで理解を促している。更に行事内容は園だよりなどで周知している。また、園内に事業計画を掲示して閲覧できるようにしている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	福祉サービスの質の向上に向け法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では本年第三者評価を受審し、第三者評価結果の課題を分析・記録して共有化する体制を整えた。法人の自己評価の手引きに基づき、保育所における自己評価を行い園長は2月下旬までに全職員から「個人評価表」を回収し、園の重点課題をみつけ、職員全員で改善策の検討を行って保育の質の向上に努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	園長は年度末に自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って改善に取り組んでいる。自己評価の結果及び今後の課題や改善策を園内に掲示するとともにホームページで公表して保護者等へ知らせている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割と責任は、園運営規程及び危機管理マニュアルに明文化し、園組織図、重要事項説明書などに明記して、会議や園便り等で自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに指揮権者（園長）不在の場合は主任保育士を指定している。園長の職務内容は、「取締役会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する」ことが明記されているが、職務分掌等所管事項について具体的に文書化し、会議等で職員に周知することが求められる。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	遵守すべき法令等について、園長は法人の全国園長会議、北海道園長会議、法人が実施する施設長研修、関係団体の会議などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、法人本部が実施する全職員を対象とした動画による保育理念・安全管理・人権侵害・感染症対策・虐待防止などをテーマとし、園内研修を実施している。又、労働・雇用・防災など関係法令について法人本部から通達があり会議等で職員に周知している。法人本部にコンプライアンス・リスク管理委員会を設け法令遵守に努めている。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は関係機関、関係団体等の会議・研修会等へ参加し、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行って園の良さや課題の把握に努め、職員会議で周知している。また、園長は、園の目標「N01宣言楽しい保育プラス」を定め、年に数回評価を行って、職員面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人の園長会議に、役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明・指示があり、園長は職員会議で周知し指導に当たっている。法人として、従業員の子育て期に一定期間育児に専念できる育児休業制度や、時短勤務制度、産後パパ育休など勤務支援制度を設けて働きやすい職場作りに努め、園長はICTの活用や急なシフト変更に対応したり、希望日に休暇が取れるよう職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいる。更なる効率的な業務実現を目指しコンピューターの増設を期待する。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b 園の要員計画を策定し、法人の就業規則等に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた職員の育成を行っている。友達紹介制度やホームページなどで採用活動を行い、障害者雇用への対応など継続して勤務できるようメンタリングを実施するなどして必要な人材確保に努めている。採用希望者が少なく、常勤職員と非常勤職員の比率など立案するまでには至っていない。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a 業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、人事基準、評価基準により年2回人事考課を実施している。人事考課に合わせ個人面談や実際の勤務状況等を踏まえ、職員の意向・意見などを把握し総合的な人事管理を実施している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a 職員の有給休暇等の就業状況は、ワークライフバランスに配慮して、園長が定期的に点検分析し改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート提出時及び人事考課時等に個別面談を行い相談しやすい体制となっている。法人に「日本一保育士が働きやすい委員会」を設け、従業員の子育て期に、一定期間育児に専念できる育児休業制度や職務負担を軽減する処置を設けている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人の自己評価の手引きに基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は年度当初個人目標を立て自己評価兼研修計画に記入し、課題や改善すべき点を明確にして、毎月、自分の立てた目標を振り返るとともに、園長が面接（年度当初・中間・年度末）又、必要に応じて面談して目標達成度の確認を行い、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b 業務マニュアル及び運営規程に「期待する職員像」を明記し、法人本部が担当し、職員の知識・技能水準に合わせて職員の研修（新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、非常勤職員を含む全職員が対象の選択式研修、保育実践事例研修、教育アドバイザー講座、動画による園内研修など）を実施している。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。令和5年度は関係団体等が行う外部研修には、コロナ禍のため不参加となっている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 法人本部が担当し、職員の知識・技能水準、専門資格の取得状況に合わせて職員の研修（新卒研修、新任施設長研修、施設長研修、選択式研修、保育実践事例研修、眠育アドバイザー講座、動画による園内研修など）を実施している。園長は団体などが行う外部研修の情報を職員に提供し、シフトを調整して研修の機会確保に努めている。研修受講者は研修報告書を作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。新採用保育士には指導者を配置して育成している。コロナ禍のため関係団体等が行う外部研修には不参加となっていたが今年度は参加できるようにしている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	法人の実習生マニュアルに基づき、保育士養成施設等からの受け入れ態勢を整えているが、研修・受け入れに関する基本姿勢を明文化することが求められる。コロナ禍等により令和6年10月現在、実習生の受け入れはない。
----	--	---	---

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人のホームページに、会社概要・組織図・保育理念・保育目標・人材育成・研修体制などについて公開し、園のホームページに、保育の特徴、保育の様子などを公開している。また、事業計画、予算・決算、事業報告を園内へ掲示し自由に閲覧できる。園に対しての意見や苦情内容、改善内容については毎月、園便りで報告している。第三者評価の受審結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開することとしている。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に経理・予算・出納・決算・会計監査などに関する権限、責任、ルールが明記され職員に周知している。出納職員（施設長）は月次試算表を北海道認可ユニットの確認を得て総括管理責任者（経理部長）に提出し、法人の経理で点検・確認している。会計監査（内部監査・外部監査）については、経理規程に基づき、実施することとしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地下鉄や札幌市路面電車など公共交通機関を利用するなどして園外保育（札幌市民防災センター、札幌市水道記念館、中島公園）、小学校の秋祭りには園児との交流を行っている。又、避難訓練には消防署職員、消防車が参加して交流を広めている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア受け入れに関する基本姿勢、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化するとともにマニュアルの作成を期待する。コロナ禍等により令和6年10月現在、ボランティアの受け入れはない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	児童相談所、保健センター、病院、小学校、消防署などの社会資源や関係機関、団体の連絡方法を事務室に掲示し、区幼保小連携推進協議会、区子育て支援推進ネットワーク交流会等と定期的に会議を開催し、児童相談所などと連携して課題や情報を共有し問題解決に当たっている。社会資源や関係機関、団体の連絡方法・機能を明示した資料等の活用について職員に周知することが求められる。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	a	地域の福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取り組みとして、区幼保小連携推進協議会、区子育て支援ネットワーク交流会などに参加し、定期的に運営委員会を開催して地域の生活課題等を把握している。法人の企業理念に「子育て支援を通して社会に貢献する」を明記し、園が有する機能を地域に開放・提供する取り組み、地域交流の場、子育て支援の一環として「アートみんなの食堂」を札幌市内2園（札幌元町・札幌百合が原）で開催し、地域交流・地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。休日には、市内アートチャイルドケア各園から職員が参加協力している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	見学者の子育て相談、運営委員会の開催、地区関係団体等との会議、お客様相談室などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育事業、一時保育促進事業、乳児保育事業、障がい児保育促進事業、法人としてアートみんなの食堂を実施している。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつたための取組を行っている。	a	法人の企業理念、保育理念と保育目標を目指して園の「全体的な計画」の中に「子どもの全人格尊重」を明示し、各種会議及び研修を通じて職員の共通理解を図ることに努めている。法人の教育研修ユニット作成の研修予定にある指定及び選択式のテーマに沿って園内研修計画を策定し「子どもの人権を考える」等の研修を実施して子どもを尊重した保育実践に努めている。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	「おむつ交換」、「プール実施」の準備、注意事項として、プライバシー保護配慮について「業務マニュアル」に明示し保育実施に取組んでいる。「保育所の自己評価」で「情報保護」に「守秘義務」と並列して「プライバシー保護」を取り上げて定期的な振返りに取組んでいる。定期的な自己評価のプライバシー保護の振返り結果を活かし、日常的にプライバシー保護へ工夫した保育提供について保護者へ周知する取組みが期待される。また、個人情報保護と別の視点から、さらなるプライバシー保護に配慮した保育の充実・検討が期待される。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	施設紹介のパンフレット作成では、法人管理様式による施設独自の記入可能箇所に、園の願いとして、子どもの好奇心からの遊びと失敗等の経験を積み重ねながらも次へチャレンジしていく保育提供を目指している趣旨を明記するなど、園の保育内容について保護者の理解を図る情報発信の取組を行っている。法人管理であるホームページ上の情報発信については、ホームページの担当者を定めて毎月見直しを行い、法人のホームページを管理する担当者へ最新の情報発信に対応している。
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園時や進級時等に園長・主任・担任等が「重要事項説明書」等をもとに丁寧な説明に努めて同意を得ている。「業務マニュアル」に入園の面談等に用いる説明資料や提出していただく資料リストを記載して同じ手順・内容になるよう標準化されている。入園説明時に用いる資料や要点等を定めているので、それを発展させ、特に説明時に配慮が必要な保護者への各担当者の工夫対応・経験を活かした説明実施の標準化検討や進級時の対応も含めてルール化の充実検討が期待される。
32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	就学前の保育所終了の退所時に、保育の継続性に支援課題がある子ども・保護者等については、保護者の承諾を得て関係機関への情報共有を図っている。また各保護者へ退所後にも電話等で相談を受ける取組などについて口頭で丁寧な説明に努めている。現在の退所時の保育継続性に配慮した丁寧な口頭説明対応等を活かして、説明内容を記載した文書の手渡しを含めた手順や引継ぎ文書を組織的に定める検討が期待される。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	法人による社会的責任(Corporate Social Responsibility : CSR)の一環として情報通信技術(Information and Communication Technology : ICT)アプリを利用した保護者に対する満足に関する定期的な調査に取組んでいる。個別面談、クラス懇談、運営委員会等で保護者と対面対応する機会に要望等を受ける仕組みを整備している。また運営委員会前には全保護者対象のアンケート調査から保護者の満足に関する把握に取組んでいる。現在の仕組みを活かし、子どもや保護者がどれだけ満足しているかという観点から双方方向的に信頼関係のある対面対応機会を利用して満足の把握を目的とした調査から分析・検討する園内の仕組み構築が期待される。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	法人管理の諸規程により苦情解決体制を整えて、職員向けの「危機管理マニュアル」に苦情対応のチャート記載から仕組みを機能させることに努めている。保護者から苦情として職員の子どもへの声掛け方が課題となり、対応を検討して「プラスの言葉」・「マイナスの言葉」を定めて保育の質の向上に努めている。現状の職員向け苦情対応のチャートを園として活用し、CSR視点からも保護者へ苦情解決の仕組みをわかりやすくする説明・周知の検討、匿名性も考慮したICTアプリや意見箱等の仕組み検討など保護者が苦情を申し出しやすい工夫に取組むことが期待される。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	保護者が相談したり意見等述べたい時の対応として意見箱の設置、連絡帳等の活用に取組んでいる。現在の取組をもとに、定期的な個人及びクラス懇談機会以外で保護者が相談したい時に、複数の相談方法や日常的に接する職員以外に対応できる相談対応者が居て自由に選択できる仕組みについて、わかりやすく文書化し、保護者等に配布及び掲示等の周知・検討に取組むことが期待される。

36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	日頃から保護者からの意見・相談等に対して、園長のリーダーシップのもとに職員全員で対応できるように、即座に、相談等の内容や対策等を周知・共有して迅速に対応している。現在の対応状態をもとに、苦情解決の仕組みと同様に意見や要望、提案等を受けた後の手順、検討・対応方法、記録の在り方から保護者等への経過・結果の説明、公開方法等を定めたマニュアル等の整備が期待される。
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	園長のリーダーシップのもとに年間1,000件を超えるヒヤリハット事例提出があり、都度、迅速な検証から対策を検討して園内の会議を通じて職員周知に努めている。園長のリーダーシップによる指導対応と並行して、現状の豊富なヒヤリハット収集事例をもとに職員の参画のもとで、年間的な組織的な要因分析・再発防止策の検討・実施に取組むリスクマネジャーの選任・配置によるマネジメント体制整備が期待される。
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	法人管理のマニュアル等をもとに園長のリーダーシップが発揮されて看護師が中心となり感染症の発生対応や予防策等の充実に取組んでいる。「保育園保健業務マニュアル」に基づいて、保護者への情報提供として「保健だより」を活用した予防策の情報提供、感染症の発生した場合にはICTアプリや園内掲示等で保護者へ適切な情報提供に努めている。園長リーダーシップによる感染症の予防・発生時の職員対応状況をもとに園の組織的な感染症対応として各職種・各職員の責任と役割を明確にした管理体制の構築が期待される。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	法人で定めた「危機管理マニュアル」による法人の取締役をトップとした指揮権順位の明示に従って園長により災害時の対応体制の構築に取組んでいる。ゆえに「危機管理マニュアル」を基本として園の立地する地域状況に合わせた園長のリーダーシップ発揮による子どもの安全確保のための取組充実のために、職員個々の自己責任対応を求める同時に、組織対応の責任の在り方の見直し検討、例えば管理者を設定した備蓄リストの作成の検討に取組む等、園内で組織的に機能する対応体制構築の検討が期待される。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	法人の全国的事業所展開の中で共通的に企業理念、保育理念、保育目標等を遵守し高品質な保育を行うこと等を文書化された「業務マニュアル」を、園の標準的な実施方法として用いている。標準的な実施方法の職員周知及び実施確認を課題として星礼や職員会議等をもとに実施方法を確認する仕組みを構築して課題対応に努めている。
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	標準的な実施方法の見直しは、年度毎に法人レベルで検討し改訂・改正されている。現在の園におけるICTアプリ、クラス懇談会、運営委員会等からの保護者情報を活かすために、保護者と直接接する職員及び保護者等からの意見や提案が反映される現場で機能する園の標準的な実施方法の見直しとして、園内で検証・見直しを行う時期や方法を計画的に定めて取組み、その結果が法人レベルの検討につながる仕組みの構築が期待される。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	園長のリーダーシップのもとに各指導計画が作成されている。複数担任職員のクラスにおいては、職員同士で「発達記録」等のアセスメント記録や計画書等見せ合いながら指導計画が作成されている。園長リーダーシップによる指導計画作成の手順に、保護者の意向把握と同意やアセスメントについての関係者協議にもとづく子どもと保護者等のニーズ明記を考慮する検討が期待される。
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	法人管理の「運営規程」、「業務マニュアル」などによる指導計画の評価・見直しの手順にそって「全体的な計画」をもとに年・月・週・日案が各作成時期を目途に見直し計画立案が行われている。法人管理も活かしながら園の中で機能する具体的な指導計画の見直し手順として、保護者の意向把握と同意への配慮、関係職員周知等や緊急変更対応の手順等を定めて、子どもや保護者のニーズに対する保育・支援課題に重きを置いた指導計画の振返り・見直しに取組むことが期待される。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	法人管理の統一した様式を基に、可能な範囲で園の保育現状に合わせたPDCAサイクル視点の記録を行っている。またICTアプリとコンピューターネットワークによる情報共有化の仕組みと対面的な職員会議を通じた情報共有、会議不参加職員への議事録押印回覧の仕組み等から職員間の情報共有が行われている。平日の保育実施の記録が適切に行われているに比較して、土曜日の保育実施記録が稀有な状況を課題としているので「業務マニュアル」の「記録の書き方」をもとにして、園としてのPDCAサイクル視点の記録要領の検討も含めた職員共有化の取組が期待される。
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	「個人情報保護規程」、「運営規程」、「就業規則」、「業務マニュアル」等を策定し、各職員から「機密保持誓約書」を得て記録管理に努めている。そして法人の研修予定にもとづき入職時の新卒研修、その後、法人作成のテーマ「個人情報と守秘義務」動画を利用した園内研修機会をつくり全職員が理解できるように取組んでいる。現在の「個人情報保護規程」をもとに、個人情報保護委員会から公表されている「ガイドライン」や「ガイダンス」等に準拠して、廃棄、不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法等の規程検討が期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。 A①	b	全体的な計画は、法人が作成して各クラスで話し合いを行っている。職員会議で意見を出し合い、主任と園長が保育理念、保育目標をおさえ本園の特色をもって構成している。教育、家庭、健康、地域等、連動性をもたせている。しかし、養護に関する内容は、ひとまとめになっていて乳幼児の過程にそった構成になっていない。全体的な計画の作成により一貫性・連続性のある保育実践を展開していくため、養護に関する内容の構成を検討していくとともに、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」との関連を考慮し作成していくことが期待される。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 A②	a	生活にふさわしい場として、室内は明るく温度、湿度、換気などで調整している。布団はリースしているため定期的に入れ替えて清潔を保っている。一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着いたりする場としては、部屋の奥のスペースを活用して環境を整えている。0歳児と1歳児は月齢によって各部屋で寝ている。また、1歳児、2・3歳児、2・3・4歳児と一緒に子どもの状況により睡眠の場所を確保し子どもの発達過程を踏まえて心地よいものとなるよう整えている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 A③	a	園児との関わり方（業務マニュアル）をもとに、安心感を持たせる言葉などの「プラスの言葉」、不安になる言葉などの「マイナスの言葉」について園内研修を通して、どのようなとき言葉が出るか振り返りをしている。虐待チェックリストを活用して各自でチェックを行っている。保育は子どもの成長をチームとして捉え体制づくりをしている。子どもの人権、虐待について研修を行い、権利侵害防止の視点を持って、子どものあるがままの姿を受け止め援助できるようにしている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 A④	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう指導計画で各年齢児の発達をおさえて援助できるようにしている。0歳児は見守りながら、1歳児はやりたい気持ちを尊重して声かけを行い、2歳児後半では、自分のものは自分でしまうなど子どもの発達に応じて援助している。2・3歳児は朝の支度や昼の支度など生活の流れの仕方を写真でわかりやすくしている。衣服の調節や水分補給、休息、健康や病気予防など自分の健康に关心がもてるよう援助している。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 A⑤	b	子どもが主体的に活動できる環境は、園庭がないため、公園マップを作成して歩くことや遊ぶことなどの目的に応じて異年齢や各クラスで散歩に出かけている。幼児は月に1回、たて割り保育を行いグループごとに活動している。園全体での買い物・お店屋さんごっこなどは子どもが主体になって行っている。町内会の運営委員をしているので、民生委員に働きかけ月に1回、乳児と遊び交流している。異年齢交流や地域との交流など多様な経験を積み重ねていけるようにしているが、今後、さらに探求意欲が高まるような環境を構成していくことが期待される。

A-1-（2）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑥	b	0歳児は、指導計画で養護（3つの視点）と教育が一体的に展開できるよう作成している。子どもがしたい気持ちを十分受け止めるなど保育環境全体が応答的にかかわるよう計画を立てている。保護者とは送迎時のコミュニケーションを大切にするとともに、連絡ノートで子どもの生活や遊びの様子を記入して連携を取っている。興味と関心が持てる遊びは、玩具等揃えているが、子どもの発達に合わせてつまむ、たたく、ひっぱる、つかむなど手や指を使って遊ぶものを多く取り入れ探索活動がさかんになるような環境を構成していくことが期待される。
A-1-（2）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑦	a	3歳未満児（1・2歳児）は、指導計画で養護と教育を一体的に展開できるようにしている。また、自己主張を受け止め思いを表出できるようゆったりかかわるなど子どもの自我の育ちを支えられるよう計画を立てている。散歩は市電を見に行くことや季節に応じてどんぐり拾いなど自然とふれあう遊びを多く取り入れられるようにしている。走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど動きが活発になるので、鉄棒、平均台、フープなど使った運動遊びやサーキット、リズム遊びなどホールでの環境を活かして体全体で遊べるようにしている。
A-1-（2）-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑧	b	3歳以上児の保育は、指導計画で養護と教育を一体的に展開できるよう作成し、発達に応じた集団へのかかわり等の計画を立てている。月指導計画や週日案での「子どもの姿と評価反省」欄はクラス全体の子どもの様子を記入している。子ども一人ひとりについては個人記録、発達記録を期ごとにⅠ期から4期まで記録している。子ども一人ひとりの自我の育ちを支えながら集団としての活動を促していくために、今後、指導計画と個々の記録との連動性を園全体で検討し個の成長と集団としての活動の充実を図っていくことが期待される。
A-1-（2）-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑨	a	障がいのある子どもの保育は、支援児童指導計画で感情や行動、人とのかかわり、生活や遊び面などを作成し子どもの状況に応じた保育が行われるようにしている。児童発達支援による個別支援計画書の課題や目標等を共有している。園での日々の様子等は園に児童発達支援の職員がお迎えに来た時連携を取っている。年に2回巡回支援相談員が訪問して助言を受けている。本社はオンライン研修や相談支援が整っていて、職員は必要な知識や情報を得ている。保護者とは、面談や送迎時に日々の子どもの様子を細やかに伝えている。
A-1-（2）-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑩	a	長時間にわたる保育は、指導計画位置づけがされて、保育士と一緒に遊べる、好きな遊びができる、、甘えられる環境づくりを心がけている。16時以降から0・1歳児、2・3歳児、4・5歳児と合同保育の移行を行い人数に応じて各年齢児が一緒に過ごしている。おだやかに遊べる環境づくり、延長保育でなければ遊べない玩具を整えている。保育士間の引継ぎは、登降園表に子どもの様子やトラブルなど記載して保護者に伝えている。担任と保護者との連携は、ローテーションを組んで連携取れる体制を整えている。

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	就学を見通した保育は、生活の中で文字や数、時間に関心をもつこと、自発性・協調性を記載して保育が行われるようになっている。小学校との連携は、保育園の子どもが小学5年生とグループに分かれて小学校を案内するなどの交流を行っている。また、小学校の教員が園へ見学に来て連携を図っている。区幼保小連携推進協議会では、幼児教育の考え方を取りわかりやすく学びやすい環境づくりをねらいとして、スタートアッププログラムを小学校と連携して行っている。保護者とは、小学校就学に向けて個人懇談会を設けている。
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	子どもの健康管理は、保健業務マニュアルをもとに健康状態の観察など、看護師が要点を定期的に伝えている。個々の子どもの健康状態は、看護師が各クラスを回って様子を把握している。伝言ノートに記録して職員間で共有している。手洗い、うがい、鼻のかみかたなど健康教育を行い子どもの健康の保持増進を行っている。保健計画を作成して、季節ごとに気をつけることや感染症情報などの保健だよりを毎月保護者に発行している。乳幼児突然死症候群(SIDS)は、午睡チェックの仕方や心肺蘇生など定期的に研修を行い実地訓練をしている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断は年2回、歯科健診は年1回行い、記録をして職員と共有している。実施後、歯みがき指導、ブクブクうがい、食後にお茶を飲むことなど保育に反映している。保護者には、秋の健康診断後、皮膚について保健だよりを通して知らせている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患のある子どもの対応は、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインをもとに、医師による生活管理指導表の記入、保護者との面談、職員の共通理解、対応の見直しの流れで対応している。保護者と毎月の献立を確認している。食事の提供は、「保育室及び調理室の対応」マニュアルで保育士と調理担当者との確認、配膳等をもとに対応している。他の子どもには、相違についてわかりやすく話している。保護者は重要事項説明書で伝えている。看護師を中心にアレルギー全般について園内研修を行い、エピペン使用の実地訓練を行っている。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食育計画を作成して指導計画に運動性を持たせて、子どもの発達に合わせた保育の実践ができるようにしている。幼児はごはん、汁物以外は一皿に盛り付けをしているが、1・2歳児は、食べやすいように一皿ずつ分けている。少しでも食べられるようプラス1とかプラス2とか声かけをして援助している。いちご、ブロッコリー、きぬさや、トマトなど、子どもと栽培、収穫して、いちごはジャムにするなど、食べ物への興味や食べる意欲につなげている。保護者には、給食だけでレシピを紹介したり保育参観をかねて試食会を行ったりしている。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理については、0歳児は担任、栄養士、家庭と連携して発達段階に合わせた食事を進めている。体調が悪いときは軟飯にしたり歯がグラグラしているときは、刻み食にしたりしている。味つけ、分量、固さ、形など検食簿にまとめ、子どもの食べる量、残食量で好き嫌いを把握して献立・調理に反映している。月に1回、郷土料理の日として地域の食文化を子どもに伝えている。衛生マニュアルにもとづき衛生管理が行われ衛生管理者、園長を明記して衛生管理の体制を整えている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 A⑦	a	家庭との連携は、乳児は連絡帳で子ども一人ひとりの遊びや活動を伝え、幼児は、ホワイトボードで毎日の活動の様子を掲示している。また、送迎時に子どもの姿を伝えていく。クラス懇談会や個人懇談会、保育参観を設けてクラスの活動等を理解してもらうとともに、子どもの成長を共有できるよう援助している。七夕会では、輪投げなどの縁日を出して職員、子ども、保護者と共に交流できる機会を設けている。個人懇談会、面談などの情報交換は記録をして、職員と共有しておくべき内容は、職員連絡ノート（情報記録）に記載し周知している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 A⑧	b	日々の保護者とのコミュニケーションは、子どものエピソードを伝えられるようにしている。保護者からの相談は、保育士が判断に困ったときなど、主任、園長、法人と助言が受けられる体制を整えている。地域に関する子育て支援の情報は、掲示をして、発達相談支援、教育相談、子育てサークルの活用等、保護者の状況により適切に紹介、提供している。今後、ソーシャルワークを担う関係機関と必要に応じて連携を取りながら支援していくために、ソーシャルワークについての基本的な姿勢や知識、技術等について理解を深めていくことが期待される。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 A⑨	a	虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、虐待チェックシートを活用して早期発見につなげている。日常保育では、子どもの行動、母親の対応の変化やおむつ替え時に把握するなどしている。また、子どもから言ってくることも多いため、子どもの特質や話を聞くポイントをおさえて対応している。子ども・母親の様子に違和感を持ったらすぐに主任、園長に伝える連携体制を整えている。虐待等権利侵害の恐れがある場合は、保護者の言動の背景を丁寧にアセスメントをして児童相談所につなげ連携し対応できるようにしている。職員研修は、人権侵害、虐待対応マニュアルをもとに実施している。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 A⑩	b	保育実践の振り返りは、週日案・月間指導計画の評価反省欄、年間指導計画は、期ごとの自己評価欄に記載して次の期へつながる一連の流れになっている。しかし、指導計画等のねらいなど職員相互の話し合いから保育実践の振り返りを行っていない。子どもの成長を園全体で連携していくチーム体制づくりを行い、その基盤が整ってきている。保育実践の振り返りは、職員全体で学び合える基盤づくりを検討している。今後、子どもの育ち・自らの保育を捉える視点として保育実践を振り返り園全体の質の向上につなげていくことが期待される。